
研究論文

学校第三者評価の推進に係る課題と可能性
- 学校への質問紙調査から -

白川 正樹^{1)*}

【要 旨】

日本の学校第三者評価は、その有用性や必要性が指摘されているものの（トーマツ，2010 など）、極めて低い実施率に留まっている（文部科学省，2014）。そこで本稿は、学校第三者評価の推進に向けた現状と課題を明らかにするために、小・中・高等学校、特別支援学校等を対象に、第三者評価に係る意識実態調査を実施した。

調査結果からは、第三者評価をより多くの学校が実施し、活用できるようにするためには、学校評価ガイドラインで示された3つの実施体制だけでなく、多様な評価者による柔軟な実施体制を工夫する必要性が示唆された。そのために、国、設置者、大学等が評価者のリストを作成・提供したり、教育実務経験者等の評価者への登録制度を創設するなどの方策を実施して、学校の評価者確保を支援する体制づくりを行うことが必要である。さらに、第三者評価の重要性や成功例、適切な実施方法等を学校や教職員に広く周知、共有していくことも重要である。

キーワード：学校評価、第三者評価、ピア・レビュー、学校関係者評価

Original Articles

Challenges and Possibilities for Promoting External Evaluation of Schools
- From a Questionnaire Survey of Schools

Masaki SHIRAKAWA^{1)*}

【Abstract】

The implementation rate of external evaluation of schools in Japan is meager (MEXT, 2014), although its usefulness and necessity have been pointed out (e.g., Tohmatsu, 2010). Therefore, this paper surveyed the actual status of awareness regarding external evaluation among elementary, junior high, and senior high schools and special-needs schools nationwide to clarify the status and issues for the promotion and utilization of external school evaluation.

The survey results suggest that for more schools to conduct external evaluations, it is necessary to secure more diverse evaluators and devise an implementation system in addition to the three implementation systems indicated in the school evaluation guidelines. To this end, the government, establishers, universities, etc., need to create a system to support schools in securing evaluators by preparing and providing a list of evaluators and establishing a registration system for evaluators with educational work experience. Furthermore, it is also important to widely publicize and share with schools and faculty members the necessity and importance of external evaluation, successful examples, and appropriate implementation methods.

Key words: School Evaluation, External Evaluation, Peer Review, Evaluation of School-Related Personnel

¹⁾ 順天堂大学・国際教養学部 (Email: m.shirakawa.um@juntendo.ac.jp)

[2024年9月16日原稿受付] [2025年1月14日掲載決定]

1. 緒言 (問題と目的)

1.1. 研究の背景

学校評価ガイドライン (文部科学省, 2016, p.30) は学校第三者評価を、「学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者」が「自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ」「教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価」を行うものと定義している。その主な目的は、第三者評価を通じて「学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示」し、各学校が「学校運営の改善による教育水準の向上」を図ることとしている (同上)。この目的の具現化に向けて、学校と設置者が実施者となり、「保護者や地域住民による評価とは異なる、学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者による専門的視点からの評価」や「各学校と直接の関係性を有しない者による、当該学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価」を行うことが有効であるとしている (同上)。このような第三者評価の実施を通じて、学校運営の適切性の把握や、学校の優れた取組・課題・改善策の明確化、学校の活性化や魅力ある学校づくりに資することが期待されている。

このように、第三者評価には「学校改善の支援ツール」(古田, 2013, p.53) としての機能が期待されており、その有用性や必要性が指摘されている (文部科学省, 2014; 梶田・武, 2011 など)。トーマツ (2010) が実施した第三者評価の実地検証結果に関する調査でも、9割以上の学校が第三者評価の実地検証は、その期待に沿い、学校運営の改善に役立つものだった、と回答している。

しかし、アメリカの学校認証評価 (中留, 1994; 浜田, 2014; 大野, 2011) やイギリスの視学制度 (高妻, 2013; 久保木, 2019)、ニュージーランドの ERO (福本, 2013; 高橋, 2015; Wylie, 2012) などの諸外国の実践と比べて、日本の第三者評価の歴史は浅く、実施率も低いこ

とから、その取り組みは限定的なものに留まっている (文部科学省, 2014)。そのため、第三者評価に焦点を当てた論考も少なく、その方法論やシステムも十分に確立されていない (白川 2018)。本稿のように、第三者評価の全国的な推進の観点から学校への大規模な意識実態調査を実施し、第三者評価の課題やシステム作りを考察した研究も見当たらない。

第三者評価の実践を通じて、学校が自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の充実と学校運営の組織的改善を図るとともに、設置者等が評価結果を踏まえて学校に対する支援や必要な改善措置を講ずることで、信頼される魅力ある学校づくりを推進するためには、第三者評価のあり方や課題、システム作りを詳細に検討することが必要である。第三者評価の積極的な活用を通じて、各学校が学校運営の改善を図り、教育力を高めていくことは、日本の学校教育全体の質の向上とさらなる発展にとって極めて重要な教育課題のひとつである。

1.2. 本研究の目的

第三者評価の取組が学校現場で十分に広がらない主な要因として、先行研究や各種調査 (文部科学省, 2014 など) から次の3点を挙げることができる。1点目は評価者や予算の確保等の実務的な課題、2点目は法的な (努力) 義務が課されていないという制度面の問題、3点目は「必要性を感じない」「時間的余裕がない」という教職員の意識の問題である (白川, 2022)。2009年 (平成21年) 4月から始まった「学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」の議論やトーマツ (2010) の調査結果においても、評価者や予算の確保、人材養成、設置者の支援、負担軽減等が第三者評価の主な課題点として指摘されている。

そこで本稿では、第三者評価の普及を阻害している要因のうち特に評価者確保等の実務的な課題と職員の意識の問題に着目し、全国の小中高等学校、特別支援学校、義務教育学校、中等

教育学校に対して第三者評価に関する意識実態調査を実施した。本稿は、第三者評価の実施状況と第三者評価に対する教職員の意識を考察することで、第三者評価において「誰が(評価者)」、「何を(評価内容)」、「どのように(実施体制)」評価すべきかという問いを検討する。その上で、第三者評価の推進に向けた体制作りに係る論点を示す。

2. 研究方法

2.1. 調査対象者と調査方法

調査対象校は、能登半島地震の被災地である石川県、新潟県、富山県、福井県を除く43都道府県の国公立学校から無作為抽出した1473校である。内訳は、小学校489校、中学校491校、高等学校393校、特別支援学校85校、義務教育学校10校、中等教育学校5校である。調査時期は2024年1月下旬～2月下旬である。調査対象の1473校に、郵送法による質問紙調査を実施し、最終的に405校から回答を得た。回収率は27.5%である。調査にあたっては、依頼文で研究の趣旨や目的、アンケートの取扱い等を説明し、アンケートの回答・提出をもって同意とする旨を記載した。なお、本調査では質問項目の作成にあたり、「学校評価等実施状況調査」(文部科学省, 2016)の質問項目と学校評価ガイドライン(平成28年改訂)を一部引用した。

2.2. 質問紙の構成

①勤務校に関する項目

(Q1) 学校種、(Q2) 全校のクラス数

②回答者の属性に関する項目

(Q3) 教職経験年数、(Q4) 職名

③第三者評価の実施状況に関する項目

(Q5) 勤務校の第三者評価の実施状況、(Q6) 第三者評価を基にした学校改善の取組、(Q7) 第三者評価の実施体制、(Q8) 評価者選定・確

保の実施者、(SQ8-1) 評価者選定・確保の難易度、(SQ8-2) 評価者選定の重視点、(Q9) 第三者評価実施による学校運営改善への役立ち度、(SQ9-1) 第三者評価実施が学校運営改善に役立った点、(Q10) 第三者評価の課題や困難点、(Q11) 第三者評価の未実施理由、の10項目。いずれも多肢選択式である。SQ8-2、SQ9-1、Q10は複数回答可である。また、Q7、Q8、SQ9-1、Q10は「その他」の選択肢に自由回答欄を含んでいる。なお、Q6～Q10は、Q5で第三者評価を「実施している」と答えた学校のみを回答の対象とした。逆に、Q11は、Q5で第三者評価を「実施していない」と回答した学校を回答対象とした。

④第三者評価の意識に関する項目

(Q12) 第三者評価実施の必要性、(Q13) 第三者評価への期待点、(Q14) 最も適切な第三者評価実施体制、(Q15) 適当な第三者評価の評価者、(Q16) 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策、の5項目(多肢選択式)。Q12～Q16は全ての学校が回答対象である。Q13、Q15、Q16は複数回答可である。また、Q13～Q15の「その他」の選択肢は自由回答欄を含んでいる。

⑤第三者評価の活用・推進についての意見

(Q17) 第三者評価を学校運営の改善ツールとして多くの学校が活用できるようにする方策に関する自由記述。

3. 結果

3.1. 回答者の属性について

Q1の学校種に関する有効回答数は403件であった。内訳は表1の通りである。小学校、中学校、高等学校を合わせて93.8%、その他の学校が6.2%である。回収率は、小学校25.3%(124/489)、中学校25.5%(125/491)、高等学校32.8%(129/393)、特別支援学校20%(17/85)、義務教育学校40%(4/10)、中等教育学校80%

(4/5) であった。調査対象数の少ない義務教育学校と中等教育学校を除くと、高等学校の回収率が小中学校と比較して高かった。

表 1. 学校種

Q1	N	%
1 小学校	124	30.8
2 中学校	125	31.0
3 高等学校	129	32.0
4 特別支援学校	17	4.2
5 義務教育学校	4	1.0
6 中等教育学校	4	1.0
- 全体	403	100

表 2 は回答者の教職経験年数 (Q3) と職名 (Q4) のクロス集計表である。主幹教諭や教諭の比率が非常に低く、回答者の 9 割以上が校長、副校長、教頭の管理職で占められた。特に副校長・教頭が 62.4% と多かった。主に副校長・教頭が第三者評価の実務において中心的な役割を担っていると推測される。したがって、本調査における第三者評価に関する意識調査結果は、主として学校管理職の認識が反映されたものとなっている点については留意が必要である。

3.2. 第三者評価の実施状況について

表 3 は、学校種 (Q1) とクラス数 (Q2) ごとの第三者評価の実施状況 (Q5) である。小学校、中学校と比較して高等学校の実施率がやや高かった。一方、クラス数 (学校規模) 毎の実施率に関しては有意な差は看取されなかつ

た。本調査における第三者評価の実施率は、悉皆調査の学校評価等実施状況調査 (文部科学省, 2014) と比較して全体的に高かった。その主な理由として、本調査は悉皆調査ではないため、第三者評価を実際に実施している学校の方が実施していない学校より質問紙調査回答への動機が強く働いたと想定されること、さらに、後述するように、学校運営協議会や学校評議員などの評価や意見聴取を第三者評価と位置付けている学校が相当数あることなどが挙げられる。

Q6 ~ Q10 は、Q5 で第三者評価を「実施している」と回答した学校のみを調査対象とした。

表 3. 学校種とクラス数別の第三者評価の実施状況

Q1・Q2/Q5	実施状況				
	実施している	実施していない	N	実施率	
学校種	小学校	62	61	123	50.4
	中学校	63	62	125	50.4
	高等学校	85	42	127	66.9
	特別支援	14	3	17	82.4
	義務教育	3	1	4	75.0
	中等教育	2	2	4	50.0
	N	229	173	402	57.0
	%	57.0	43.0	-	-
クラス数	1~5 クラス	30	28	58	51.7
	6~11 クラス	58	44	102	56.9
	12~17 クラス	62	50	112	55.4
	18~23 クラス	47	25	72	65.3
	24 クラス以上	32	25	57	56.1
	全体	229	172	401	-

表 2. 教職経験年数と職名

Q3/Q4	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	臨時的任用教員	再任用教員	N	%
10 年未満	0	0	0	0	2	1	-	3	0.7
10 年以上	2	17	3	0	2	0	0	24	5.9
20 年以上	15	107	5	1	12	0	0	140	34.6
30 年以上	101	128	4	1	2	0	1	237	58.7
N	118	252	12	2	18	1	1	-	-
%	29.2	62.4	3.0	0.5	4.5	0.2	0.2	-	-

表4は、「貴校は、第三者評価の結果を参考にして学校改善に取り組みましたか」という設問(Q6)に対する回答結果である。「とてもそう思う」「そう思う」を合わせると97.4%に達しており、第三者評価を実施したほぼ全ての学校が評価結果を活用して学校改善の取組を行っていることがわかる。

表4. 第三者評価結果を基にした学校改善の取組

Q6		N	%
1	とてもそう思う	51	22.3
2	そう思う	172	75.1
3	あまりそう思わない	6	2.6
4	そう思わない	0	0.0
-	全体	229	100

表5は、第三者評価の実施体制である(Q7)。Q7の選択肢1～3は、学校評価ガイドライン(平成28年改訂)で例示されている第三者評価の3つの実施体制(文部科学省, 2016)を引用した。選択肢3の「学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価」の実施率が7.7%(17校)、選択肢2の「一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価」(ピア・レビュー)が僅か3.6%(8校)であったのに対して、選択肢1の「学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」の実施率が6割超(140校)と群を抜いて高かった。しかしながら、この学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ

表5. 第三者評価実施体制

Q7		N	%
1	学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施	140	63.1
2	例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施	8	3.6
3	学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施	17	7.7
4	その他	57	25.7
-	全体	222	100

評価は、通常は学校関係者に1名、多い場合でも2名程度の専門家または有識者等を加えて第三者評価と称しているケースが多い。そのため、窪田(2014)も指摘しているように、その委員の専門性によって評価の質に大きな差異が生じる可能性がある点には留意が必要である。

選択肢1～3の実施体制以外では、25.7%(57校)が選択肢4の「その他」と回答した。自由回答欄で特に多かったのが、学校評議員または学校運営協議会の委員による評価の32校、地域住民による評価の9校であった。この結果から、学校評議員や学校運営協議会委員、地域住民等からの評価・意見聴取等を第三者評価と位置付けている学校が少なからず存在することがわかった。

表6は、「評価者の選定・確保は、誰が行いましたか」という質問に対する回答結果である。学校評価ガイドライン(文部科学省, 2016)は、「学校とその設置者」を第三者評価の実施者と明記している。しかしながら、学校が単独で評価者の選定を行っているケースが約3/4あったことから、評価者選定のプロセスにおける教育委員会の関与や支援が十分に行われていない可能性が示唆された。

表7は、「評価者の選定・確保は容易でしたか」(SQ8-1)という設問に対する回答結果である。評価者の確保が容易だったという回答は6.8%と非常に少なく、「どちらかというとき容易」を合わせても約4割にとどまった。一方、「困難」「どちらかというとき困難」を合わせて17.3%が評価者の確保に困難を感じており、「どちらとも

表 6. 評価者選定・確保の実施者

Q8	N	%
1 学校	168	74.7
2 学校と設置者	51	22.7
3 設置者	6	2.7
4 その他	0	0.0
- 全体	225	100

いけない」を合わせると 6 割弱が評価者の確保を容易であるとは感じていないことがわかった。この回答結果は、評価者の確保が第三者評価実施上の課題のひとつであるという全国調査（文部科学省，2014）の結果を裏付けるものである。今後、第三者評価の実施に向けて学校を支援し、実施校の増加を図るためには、学校が評価者を容易に確保できる体制づくりが大きな課題となることが示唆された。

表 7. 評価者選定・確保の難易度

SQ8-1	N	%
1 容易	15	6.8
2 どちらかというとき容易	74	33.8
3 どちらともいえない	92	42.0
4 どちらかというとき困難	36	16.4
5 困難	2	0.9
- 全体	219	100

表 8 は、評価者の選定で重視した点である (SQ8-2)。「学校との関係 (81.3%)」と「居住地域 (73.5%)」が多く、「経歴・業績 (37.9%)」「現在の職業・役職 (31.1%)」「専門分野 (25.1%)」は比較的少数にとどまった。学校や地域に対する理解や学校との関係性が最も重要視されていることがわかる。

表 9 は、「第三者評価の実施は貴校の学校運営の改善に役立ちましたか」という設問に対する回答結果である (Q9)。「非常に役立つ」と「一定程度役立つ」を合わせると 98.6% に達しており、第三者評価を実施している学校においては、第三者評価が「学校改善の支援ツール」(古田, 2013) として一定の機能を果たしている

表 8. 評価者選定の重視点

SQ8-2	N	%
1 専門分野	55	25.1
2 経歴・業績	83	37.9
3 居住地域	161	73.5
4 第三者性	47	21.5
5 現在の職業・役職	68	31.1
6 教育実務経験	43	19.6
7 学校との関係	178	81.3
8 設置者との関係	9	4.1
9 その他	3	1.4
- 全体	219	100

表 9. 第三者評価実施による学校運営改善への役立ち度

Q9	N	%
1 非常に役立つ	50	23.5
2 一定程度役立つ	160	75.1
3 あまり役立たない	3	1.4
4 役立たない	0	0.0
- 全体	213	100

認識されていることが明らかとなった。

第三者評価のどのような点が具体的に役立ったか (SQ9-1: 複数回答可) について最も回答が多かったのが、「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり (71.9%)」であった (表 10)。「学校運営の課題の把握 (67.1%)」「学校運営全般の適切性の点検 (59.5%)」という回答も多かった。

一方、「自己評価と学校関係者評価の検証による学校評価全体の実効性の向上」は 4 割にとどまった。第三者評価が「設置者等の学校への支援や条件整備等の改善措置」に役立ったと答えた学校も僅か 11.4% であった。この調査結果から、第三者評価が、自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の機能向上や、評価結果を受けた設置者による支援という面においては第三者評価の目的を十分に具現化できていない可能性が示唆された。

表 11 は「第三者評価に関して課題や困難を感じた点は、次のうちどれですか」という設問

表 10. 第三者評価実施が学校運営改善に役立った点

SQ9-1		N	%
1	学校運営全般の適切性の点検	125	59.5
2	学校運営の課題の把握	141	67.1
3	学校運営の改善方策の把握	116	55.2
4	学校の教育活動の活性化	98	46.7
5	保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり	151	71.9
6	設置者等の学校への支援や条件整備等の改善措置	24	11.4
7	自己評価と学校関係者評価の検証による学校評価全体の実効性の向上	84	40.0
8	教職員の意識改革	39	18.6
9	その他	0	0.0
-	全体	210	100

(Q10) に対する回答結果である（複数回答可）。「評価の妥当性」が最も多く、3割を超えた。「評価者の専門性」も2割あった。評価者の評価能力の向上が課題と認識されていることがわかる。また、「評価項目・基準の設定」という回答が2番目に多い27.2%あったことから、第三者評価において「何を」「どのような基準で」評価してもらうことが妥当であるかについて、困難や課題を感じている学校が一定数あることがわかった。さらに、「負担の大きさ」という回答が22.6%あった点から、評価の負担軽減が第三者評価の推進に向けた今後の課題のひとつであることがわかる。一方、評価者の第三者性という回答は9.7%しかなかった。この結果

は、現行の実施体制で評価者の第三者性が概ね確保できていると認識されている可能性を示唆している。または、第三者性が相対的に重要視されていない可能性も想定される。

Q11は、Q5で第三者評価を「4実施している学校はない」と回答した学校のみを対象とした第三者評価を実施していない理由に関する複数回答可の設問である（表12）。この調査結果は、第三者評価を実施していない理由として、「必要性が現時点では乏しい」「委員の確保が困難」「実施する時間的余裕がない」という回答が上位を占めた文部科学省の全国調査（文部科学省, 2014, p.37）と概ね一致した。

3.3. 第三者評価に対する意識

Q12～Q16は、全回答者を対象にした第三者評価に関する意識や認識に関連した設問である。表13は、第三者評価の実施状況（Q5）と第三者評価実施の必要性に関する認識（Q12）のクロス集計である。第三者評価を実施している学校では、約9割（205/230）が第三者評価の必要性について「とてもそう思う」「そう思う」という肯定的な回答であった。一方、実施していない学校では、約半数（87/173）が必要性に対して否定的な回答であった。この調査結果から、第三者評価の実施経験の有無が、第三者評価の必要性の認識に多大な影響を与えている可能性が示唆された。第三者評価の推進を図るために

表 11. 第三者評価の課題や困難

Q10		N	%
1	評価者の専門性	39	20.0
2	評価者の第三者性	19	9.7
3	評価の妥当性	61	31.3
4	評価の客観性	38	19.5
5	財源の確保	21	10.8
6	負担の大きさ	44	22.6
7	評価項目・基準の設定	53	27.2
8	教職員の第三者評価に対する理解・意識	38	19.5
9	特になし	45	23.1
10	その他	5	2.6
-	全体	195	100

表 12. 第三者評価の未実施理由

Q11		N	%
1	第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えられるため	78	45.3
2	第三者評価の実施方法が分からないため	22	12.8
3	第三者評価の評価者の確保が困難なため	84	48.8
4	第三者評価を実施する時間的余裕がないため	56	32.6
5	第三者評価を実施する予算がないため	46	26.7
6	来年度以降の実施に向けて準備中であるため	9	5.2
7	過去に実施していたが、期待した成果が得られなかったため	4	2.3
8	法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないため	52	30.2
9	わからない	7	4.1
10	その他	12	7.0
-	全体	172	100

は、第三者評価の実施経験がない学校や教職員に対して、第三者評価の必要性や重要性を広く周知することが重要であることが明らかになった。

第三者評価に期待する点 (Q13:複数回答可)では、「専門的助言 (61.8%)」が最も多かった (表 14)。これは第三者評価に最も求められている要素として「新たな気づきをもたらす専門的な視点からの評価・助言」をあげたトーマツ (2010) の調査結果と一致した。次に多かったのが「学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価 (49.9%)」であった。続いて、「学校運営全般についての専門的視点からの評価 (44.9%)」「優れた取組や重点的取組についての評価 (38.5%)」「自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足等、学校評価全体を充実する観点からの評価 (32.3%)」を期待する声が多かつ

た。この結果から、学校評価ガイドラインが提示している「課題や改善の方向性等を提示」(文部科学省, 2016, p.30)、「評価だけに留まらない専門的な助言機能」(小柳, 2013, p.67)が第三者評価に求められていることが再確認できた。一方、西川 (2008) も指摘しているように、基準を満たしているかどうかに係る監査的な評価に対するニーズは低いことがわかった。「数値データ等を用いた定量的評価」を求める声も少数であった。

表 15 は、「第三者評価の実施体制は、次のうちどれが最も適切だと思いますか (○印は1つだけ)。また、その理由をお答えください」という問いに対する調査結果である (Q14)。Q7の「貴校の第三者評価の実施体制は、次のうちどれですか」と同様に、学校関係者と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価が顕著に多かった。2番目が外部の専門家を中心とした評価チーム

表 13. 第三者評価実施状況と実施の必要性

Q5/Q12		第三者評価の必要性				N	%
		とてもそう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない		
実施 状況	実施している	84	121	21	4	230	57.0
	実施していない	12	74	78	9	173	43.0
	N	96	195	99	13	403	100
	%	23.8	48.9	24.8	2.5	100	-

表 14. 第三者評価に期待する点

Q13		N	%
1	学校運営全般についての専門的視点からの評価	181	44.9
2	学校の優れた取組や重点的取組についての評価	155	38.5
3	学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言	249	61.8
4	教育に関する諸基準への適合状況等、監査的要素を含んだ評価	56	13.9
5	教育の成果に関する数値データ等を用いた定量的評価	52	12.9
6	設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価	43	10.7
7	学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価	201	49.9
8	自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足等、学校評価全体を充実する観点からの評価	130	32.3
9	評価結果に基づいた設置者等からの支援や条件整備等の改善措置	84	20.8
10	その他	8	2.0
-	全体	403	100.0

表 15. 最も適切な第三者評価実施体制

Q14		N	%
1	学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施	274	70.6
2	例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施	36	9.3
3	学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施	64	16.5
4	その他	14	3.6
-	全体	388	100

による評価であった。複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者とした評価が最も少数であった点も同様である。

表 16 は、「第三者評価の評価者は、次のうち誰が適当だと思いますか」(Q15)に対する回答結果である(複数回答可)。「校長(副校長・教頭含む)経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者」が 56%と最も多く、「PTA や青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者」の 52.8%を上回った。一方で、「他の学校の教職員(元教職員含む)等、学校の教育活動等に造詣の深い者」は 20.1%にとどまった。この結果から、学校の組織運営や教育行政に関する

高度の教育実務経験を有する指導主事や学校管理職、および学校と地域の連携に関する知見を有する学校関係者等が評価者として最も適切であると考えられていることが明らかになった。しかしながら、回答者の 9 割以上が校長、教頭、副校長の管理職であるため、学校運営の経験が特に重視される結果になった可能性がある点には留意が必要である。また、4 割弱が「教育学等を専門とする大学教授等」「経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者」を挙げていることから、外部の専門家に対する一定のニーズも存在することが確認できた。一方で、「(公立学校の場合は他の地方公共団体の)教育委員会の指導主事・管理主事」という回答は 10.6%と最も少なかった。

表 16. 適当な第三者評価の評価者

Q15	N	%
1 教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等）	149	37.4
2 経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者	152	38.2
3 校長（副校長・教頭含む）経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者	223	56.0
4 （公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事	42	10.6
5 他の学校の教職員（元教職員含む）等、学校の教育活動等に造詣の深い者	80	20.1
6 学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、NPO 法人等）の構成員	124	31.2
7 PTA や青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者	210	52.8
8 組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員	69	17.3
9 その他	17	4.3
- 全体	398	100

Q16の「第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策」では、「校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設」が最も多かった（表 17）。「国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供」も4割弱あったことから、評価者の確保に向けては、国や設置者、大学等の支援が求められていることがわかる。

イギリスのOfsted（久保木，2019）やアメリカのCognia（白川，2023）、ニュージーランドのERO（高橋，2015；福本，2013）等の諸外国における第三者評価や認証評価では、外部の第

三者評価機関が専門的、全国的な評価を実施している。今回の調査でも「第三者評価を専門的に実施する機関の創設」という回答が約3割あったことから、日本においても第三者評価を専門的に実施する機関に対する一定のニーズがあることがわかった。さらに、「国、設置者、大学等による第三者評価の研修の実施」と回答した学校が28.6%あったことから、評価者の評価能力の向上や評価の妥当性が意識されていることが示唆された。一方、「複数の学校の教職員による相互評価（ピア・レビュー）の推進」は16.1%にとどまった。

最後は、「第三者評価を学校運営の改善ツ-

表 17. 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策

Q16	N	%
1 国、設置者、大学等による第三者評価の研修の実施	110	28.6
2 第三者評価を専門的に実施する機関の創設	114	29.7
3 国、設置者、大学等による第三者評価者の資格・認証制度の創設	55	14.3
4 校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設	155	40.4
5 複数の学校の教職員による相互評価（ピア・レビュー）の推進	62	16.1
6 国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供	145	37.8
7 大学・大学院等での第三者評価者の養成教育	24	6.3
8 その他	24	6.3
- 全体	384	100

ルとして多くの学校が活用できるようにするためにはどのようにすればいいとお考えですか」という問いに対する自由記述の設問である(Q17)。回答の大部分を占めたのが、評価者の確保と学校の負担軽減についての意見、第三者評価の効果や必要性、成功例、適切な実施方法の周知・共有を求める声であった。評価者の確保については、「評価者の育成と候補者リストの作成、提供が必要」「評価者を公的に確保して派遣する仕組みづくりが必要」「学校評価の専門機関を創設し、専門的な視点から評価すべき」「地方において第三者評価をする事が出来る人材の育成」「退職、退官した有職者を教育委員会等で把握・リスト化し、希望校と繋げる」「評価者を確保できれば多くの学校で実施されるようになる」などの意見があった。学校の負担軽減については、「資料作成の簡素化」「評価に係る費用についての整備」「業務を進める上で、改善ツールをシステム化し、簡易にできるようにする」「外部の民間企業や大学等で作った指標を提供できるツールがあればうれしい。例えば保護者、生徒、教員アンケートから読み取り、学校の良い点、改善点が出てくるグラフなど提示して頂ける AI やシステムツールがあると面白い」「学校側に委員の選任や会議の設定・資料の作成等、負担が増えない事を求める」「第三者評価の導入は更なる学校の負担増加につながるという不安を解消することが先決」などの声があった。第三者評価の情報共有に関しては、「第三者評価による成功例の共有」「モデル事例（好事例）の公開」「第三者評価の必要性を広く周知」「第三者評価の具体的な効果や課題の共有」「第三者評価の適切な実施方法などを学校に対して周知することからはじめるべき」などの意見があった。その他、「持続可能な取組とするべき」「コミュニティー・スクールを活用する」という声もあった。

4. 考察

前節までの調査結果を基に、第三者評価にお

いて、「誰が（評価者）」、「何を（評価内容）」、「どのように（実施体制）」評価すべきかという問いと第三者評価の推進に向けた課題を考察する。

最初に、誰が評価者として適切であるかという問いを考察する。この問いに関連した設問では、評価者を選定する際に重視する点として81.3%の学校が「学校との関係」、71.3%が「居住地域」と回答した(SQ8-2)。また、第三者評価が学校運営改善に役立った点(SQ9-1)に関しても、「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」が71.9%で最も多かった。第三者評価の評価者として誰が適切かという設問(Q15)に対しては、「校長（副校長・教頭含む）経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者」が56%と最も多く、2番目が「PTA や青少年団体など学校と地域の連携に関する知見を有する者」の52.8%であった。さらに、第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策に関しては、「校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設」を挙げる声が40.4%と最も多かった。一方、「経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者」「教育学等を専門とする大学教授等」はそれぞれ38.2%と37.4%にとどまった。

これらの調査結果から、評価者に最も求められているのは、学校運営や教育活動に関する高度の実務経験、学校と地域の実態や連携に対する理解であることが明らかとなった。すなわち、評価者として最も適切と考えられているのが、校長（副校長・教頭含む）経験者や指導主事など学校運営に関与した経験がある者と学校関係者であり、3番目が外部の第三者である大学教授等の専門家、有識者である。

次に、第三者評価において何を評価すべきかを考察する。第三者評価に期待する点(Q13)では、「学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言」が61.8%と最も多く、「学校と直接の関係を有しない者による、学校の教

職員や保護者等とは異なる立場からの評価」が49.9%で2番目に多かった。「学校運営全般についての専門的視点からの評価」も44.9%あった。また、実際に第三者評価を実施した学校からは、学校運営改善に役立った点(SQ9-1)として、「学校運営の課題の把握(67.1%)」「学校運営全般の適切性の把握(59.5%)」「学校運営の改善策の把握(55.2%)」が挙げられていた。これらの調査結果から、第三者評価で期待されているのは、学校運営全般についての適切性や課題の把握、専門的視点からの評価、および具体的な改善提案等の専門的助言であることが示された。すなわち、小柳(2013)も指摘しているように、第三者評価では評価だけではなく、専門的な助言機能が求められていることが明らかとなった。本稿の調査結果は、国実施型で96.9%の学校が、地方実施型で93.0%が改善のための提案や専門的な助言を報告書に含めることについて「必要である」と回答したトーマツ(2010)の先行研究を裏付けるものとなった。

第三者評価の実施体制や実施方法については、実際に第三者評価を実施した学校の63.1%が、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」を実施していた(Q7)。加えて、「その他」の自由回答欄の多くが学校評議員や学校運営協議会委員を評価者として実施したと回答していた。一方で「外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価」は7.7%、「互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価」もわずか3.6%であった。どの実施体制が最も適切と考えるかという全学校対象の設問(Q14)でも、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」が最も適切という回答が70.6%に上った。このことから、第三者評価では学校関係者に外部の専門家を加えた実施体制が最も実施が容易でかつ望ましいと考えられていることが明らかとなった。

しかしながら、日本の全学校に外部の専門家が評価者として加わることは現実的でない。そのため、第三者評価のさらなる推進に向けては、

学校関係者に学校運営に関する専門家である校長(副校長・教頭)経験者や指導主事経験者等を加える実施体制も有効であると想定される。また、第三者評価が学校運営改善に役立った点として「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」を挙げる声が最も多かった点からもわかるように、第三者評価を保護者や地域住民等の学校関係者との連携協力のツールとして活用していくことが大切である。

次に第三者評価の推進に向けた課題を考察する。第三者評価を実施していない学校を対象にその理由を尋ねた設問(Q11)では、「必要性が現時点では乏しい(45.3%)」「時間的余裕がない(32.6%)」という職員の意識、「評価者の確保が困難(48.8%)」「予算がない(26.7%)」という実務上の課題、「法令上の実施義務や努力義務がない(30.2%)」という法的根拠の欠如が上位であった。また、評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策では、「教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設(40.4%)」「国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供(37.8%)」という回答が上位だったことから、評価者の確保を支援する体制づくりの必要性が示唆された。

また、先に述べたように、「第三者評価を専門的に実施する機関の創設」を望む声が約3割あったことから、イギリスのOfstedやニュージーランドのEROのような全国的な評価組織の創設や都道府県やブロックごと(関東地域など)に専門機関を創設する方法も第三者評価の推進に向けた将来的な検討課題のひとつとして指摘することができる。一方、「複数の学校の教職員による相互評価(ピア・レビュー)の推進」を求める回答は16.1%にとどまった。しかし、ピア・レビューは評価者確保が最も容易であるため、第三者評価をすべての学校で実施すると想定した場合、非常に有効な実施体制の一つであると想定される。加えて、この実施体制は、他校の教育活動を観察・評価する体験を

通じた教職員の職能向上機能も期待できる。

その他の課題として、研修実施の必要性を指摘した学校が 28.6% あった。さらに、評価を実施した学校の 31.3% が「評価の妥当性」、20% が「専門性」を第三者評価の課題や困難点と回答していたことから、評価者の評価能力の向上に向けた研修プログラムや研修体制の充実が課題であることも明らかとなった。また、第三者評価が学校評価全体の機能向上や、評価結果を受けた設置者による支援に十分活用されていないと考えられていることも課題である。第三者評価の実施に係る教職員の負担軽減に向けた工夫や予算措置も今後検討すべき大きな課題である。

5. 結論

最後に、前章までの調査結果と考察に基づいて、第三者評価の全国的推進に向けた論点を総括する。調査結果からは、評価者確保の問題を解決するためには、学校評価ガイドラインが示している 3 つの実施体制だけでは不十分であることが明らかとなった。評価者を安定的に確保し、第三者評価の実効性を高めるためには、3 つの実施体制だけではなく、学校関係者等に学校運営の専門家である指導主事経験者や校長（副校長等含む）経験者を加えたり、互いの学校や他校の教職員に学校関係者または大学教授等の有識者を加えるなど、多様な評価者を組み合わせ合わせた柔軟な実施体制を工夫していく必要性が示唆された。そのためには、国、設置者、大学等が第三者評価者のリストを作成・提供したり、校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の登録制度を創設するなど、学校の評価者確保を支援する体制づくりを行うことが必要である。さらに、第三者評価に関する研修を実施して、評価の妥当性や評価者の専門性を高めることが不可欠である。

職員の意識に関しては、第三者評価の実施経験の有無が第三者評価の必要性に対する多大な影響を与えていることが明らかとなった。学校

評価を「やらされるもの」と他律的に捉える教職員の意識（大脇，2011）を克服し、学校の第三者評価の主体的、自律的な実施を促進するためには、教職員の意識変革も大きな課題である。そのためには、国や設置者、大学等が第三者評価の必要性、重要性、適切な実施方法等を学校や教職員に広く周知し、西川（2008, p.47）が指摘しているように、「第三者評価を受けることによって、大きな組織的変貌を遂げた学校を数多く作り、その情報を積極的に公開し、関係者の意識を啓発する事」が必要である。その他、各種準備にかかる時間や労力等の負担軽減策の検討も解決すべき課題である。評価や資料作成を簡素化したり（高妻，2013）、アメリカの Cognia（白川，2023）のように ICT を活用して各種調査、統計、分析ができるシステムツール等を開発して簡易に評価を実施できるようにすることも重要である。さらに予算措置や人的措置を行うなど、行政が第三者評価の実施を側面から支援していく体制づくりも重要な検討課題である。このように、現場の負担をできるだけ軽減する体制づくりを行い、学校にとって実施しやすく、学校改善の効果が実感できる持続可能な取組としていくことが求められる。

最後に、第三者評価における第三者性をどのように捉えるかという問題について考察したい。第三者評価の定義について、学校評価ガイドラインは、学校運営に関する「外部の専門家」を中心とした評価者が、専門的視点から評価を行うと明記している。しかしながら、本調査の結果では、学校や地域との関係を有し、その実態をよく理解する評価者や、校長経験者等の学校運営に関与した経験がある教育実務家が評価者として最も求められており、評価者の大部分が学校関係者や学校評議員、学校運営協議会委員等で占められている現状も看取された。そのため、第三者評価に係る意識や実施状況が学校評価ガイドラインの示す「外部の専門家」を中心とした評価という定義と必ずしも一致しない状況が示唆された。

一方で、Q13では、第三者評価に期待する点として、「学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価」が2番目に多かった。このように、一見矛盾した回答結果となっているが、調査から示唆されるのは、第三者評価では学校と一定の関係を有し学校や地域の実態をよく理解している評価者の視点と、学校と関係を有しない外部の第三者的視点の両方が求められているということである。この点は、どの実施体制が最も適切と考えるかという全学校対象の設問(Q14)で、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」が最も適切という回答が70.6%に上ったことから裏付けられた。そういう意味では、「第三者評価」という名称は学校の認識や評価の実施状況と必ずしも整合していないと捉えることもできる。第三者評価における第三者性をどのように解釈するか、そもそも第三者評価という名称が妥当であるかは、今後の第三者評価のあり方を考える上で、さらなる調査と検討が必要とされる重要な問題である。

6. 研究の限界

日本における第三者評価の全国的推進の観点から、大規模な質問紙調査を実施・分析して、その現状や課題、可能性に係る論点を示した本稿には新規性があり、第三者評価研究の発展に資するものである。しかし、本稿で実施した質問紙調査は学校評価等実施状況調査のような悉皆調査ではないため、全国の第三者評価の実施状況の全容解明には一定の限界があった。また、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価の実施件数が圧倒的に多く、外部の専門家を中心とする評価チームによる評価と互いの学校の教職員を第三者評価の評価者とする評価が想定より少なかったため、実施体制別の比較分析ができなかった点は今後の課題である。今後は、本稿で示した多様な評価者による第三者評価を実施している学校を対象とした質的調査を実施して、第三者評価の計画、実施に

係る課題をより詳細に検討していきたい。

付記

本研究は、JSPS 科研費（若手研究 JP20 K13852, 代表：白川正樹）の助成を受けたものである。

引用文献

- 福本みちよ (2013). 「第 15 章 評価と支援のネットワークによる学校評価システム — ニュージーランド」 福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』 玉川大学出版部, 300-314 頁.
- 古田薫 (2013). 「学校の第三者評価における政策形成過程」『京都聖母女学院短期大学研究紀要』第 42 集, 53-71 頁.
- 浜田博文 (2014). 『アメリカにおける学校認証評価の現代的展開』 東信堂.
- 梶田叡一 [監修]・武泰稔 [編著] (2011). 『学校力を培う学校評価 (矢掛町の挑戦)』 三省堂.
- 高妻紳二郎 (2013). 「第三者評価結果にもとづいた学校評価システム—イングランド」 福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』 玉川大学出版部, 287-299 頁.
- 久保木匡介 (2019). 『現代イギリス教育改革と学校評価の研究 新自由主義国家における行政統制の分析』 花伝社.
- 窪田眞二 (2014). 「学校第三者評価の役割と制度設計上の課題探求のための予備的考察—学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議での議論を手がかりとして—」『教育学論集』第 10 集, 45-60 頁.
- 小柳雅子 (2013). 「学校評価をめぐる政策と研究動向: 第三者評価の機能に着目して」『筑波教育学研究』第 11 号, 55-71 頁.
- 文部科学省 (2014). 「学校評価等実施状況調査 (平成 26 年度間 調査結果)」.

- 文部科学省(2016).「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」.
- 中留武昭(1994).『アメリカの学校評価に関する理論的・実証的研究』第一法規.
- 西川信廣(2008).「学校評価の現状と課題—第三者評価の検討を中心に」『京都産業大学教職研究紀要』第3号, 31-48頁.
- 大野裕己(2011).「アメリカにおける初等中等学校の認証評価(accreditation)の事例研究—ミドルステーツ協会(MSA)による認証評価の場合—」『現代学校経営研究』第23号, 23-31頁.
- 大脇康弘(2011).「学校をエンパワーメントする評価のあり方」天笠茂編集代表 大脇康弘編著『学校をエンパワーメントする評価』ぎょうせい, 2-18頁.
- 白川正樹(2018).「日本の学校評価にかかる政策と理論構築の概観—第三者評価を中心に—」『現代学校経営研究』第25号, 69-81頁.
- 白川正樹(2022).「学校を主体とした第三者評価の全国的普及の推進に係る課題と展望—日本・イギリス・アメリカ・ニュージーランドの第三者評価の比較—」『教育実践研究論文集』第3巻, 30-41頁.
- 白川正樹(2023).「学校第三者評価における評価項目(規準)に関する考察—Cogniaのスタンダード(認証評価規準を)を中心に—」『順天堂グローバル教養論集』第8巻, 1-12頁.
- 高橋望(2015).「ニュージーランドの教育政策展開とその研究動向」『日本教育政策学会年報』第22巻, 166-173頁.
- 有限責任監査法人トーマツ(2010).「平成21年度 第三者評価の実践結果を踏まえた評価手法等の効果検証に係る調査研究 最終報告書」.
- Wylie, C. (2012). *Vital Connections: Why We Need More Than Self-Managing Schools*, NZCER Press.